

追 加 議 案

第 4 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和6年9月30日提出

第4回玉名市議会（定例会）追加提出議題

議番号	件名	提案者
105	玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について	市長

議第105号

玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について

玉名市長等の給与の特例に関する条例を次のように制定する。

令和6年9月30日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市長等の給与の特例に関する条例

(市長の給料の特例)

第1条 令和6年10月1日から同月31日までの間、市長の給料月額については、玉名市長等の給与に関する条例（平成17年条例第44号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

(副市長の給料の特例)

第2条 令和6年10月1日から同月31日までの間、副市長の給料月額については、玉名市長等の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年10月31日限り、その効力を失う。

提案理由 職員の不祥事に伴い、市長及び副市長の給料月額を減額するため、条例を制定するものである。